

転勤等【特別徴収義務者が変更になる場合】

転勤先で特別徴収を継続する場合は「異動後の未徴収税額の徴収方法」欄で①を選び、新しい事業所名等を記載いただき、転勤先の担当者に月割額等をお伝えください。

市町村民税 給与支払報告
道府県民税 **特別徴収** に係る給与所得者異動届出書

整理番号

課係 **人事課 給与係**
氏名 **京丹後 二郎**
電話番号 **0772-69-0000**
内線 **9999**

3年度 特別徴収 指定番号
宛名番号
4年度 特別徴収 指定番号 **12345678**
宛名番号 **98765432**

〒 **627-8567**
所在地 **京都府京丹後市峰山町杉谷〇〇番地**
名称 **京丹後株式会社**
個人・法人番号 **1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3**

令和 **4** 年 **10** 月 **10** 日 提出

給与者 京丹後市長
給与支払者 (特別徴収義務者) 京丹後株式会社

フリガナ **キョウタンゴ イチロウ**
氏名 **京丹後 一郎**
生年月日 元号 **3** 1.明治 2.大正 3.昭和 4.平成 **45** 年 **12** 月 **1** 日
個人番号 **0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 1 2**

住所 1月1日現在 **京都府京丹後市峰山町杉谷〇〇番地**
異動後 **同上**

特別徴収税額 (年税額) **269,500** 円
徴収済税額 (イ) **90,300** 円
未徴収税額 (ウ) **179,200** 円
異動年月日 令和 **4** 年 **10** 月 **1** 日

異動の事由 **1**
※事業主及び従業員の希望のみによる普通徴収への切替はできません。

異動後の未徴収税額の徴収方法 **1**
① 特別徴収継続
② 一括徴収
③ 普通徴収 (本人が納付)

1月1日以降退職時までの給与支払額
控除社会保険料額

① 特別徴収継続の場合 (給与所得者が、新しい勤務先で特別徴収を希望する場合に記入してください。)

新しい勤務先(特別徴収義務者) 所在地 〒 **629-3101**
京都府京丹後市網野町△△番地
フリガナ **アミノサンギョウカブシキガイシャ**
名称 **網野産業株式会社**
法人番号 **9 8 7 6 5 4 3 2 1 0 9 8 7**
※新しい勤務先が法人の場合は、ご確認の上記入してください。

特別徴収指定番号 **76543210**
担当者 氏名 **網野 花子**
電話 **0772-72-0000**

新しい勤務先へは、月割額 **22,400** 円 を **10** 月分
(翌月10日納期限)から徴収し、納入するよう連絡済みです。
※新しい勤務先へ月割額をお伝えください。

受給者番号
納入書の要否
番号を記入

未確定の場合は、空欄のままご提出ください。

② 一括徴収の場合 (未徴収税額を一括徴収する場合に記入してください。)

番号を記入
1 異動年月日が 12月31日 以前でかつ本人からの申出があったため。
2 異動年月日が 1月1日以降でかつ特別徴収の継続の希望がないため。

徴収予定額 ((ウ)と同額)を右欄に記入

左記の一括徴収した金額は、 月分(翌月10日納期限)で納入します。

③ 普通徴収の(一括徴収しない)場合 (①・②に当てはまらない場合に記入してください。)

番号を記入
異動年月日が 1月1日～4月30日の場合は、原則、一括徴収してください。
1 異動年月日が 6月1日～12月31日でかつ本人からの申出がないため。
2 異動年月日が 1月1日～4月30日でかつ給与及び退職手当等から未徴収税額(ウ)を一括徴収できないため。
3 死亡による退職のため。

旧特別徴収処理欄	3年分	月分以降の月割額は	1.特別徴収義務者を変更 2.普通徴収切替 3.一括徴収 4.その他	入力者	点検
	4年分	月分以降の月割額は	1.特別徴収義務者を変更 2.普通徴収切替 3.一括徴収 5.その他	入力者	点検

A	B	C	D	E	F
G	H	I	J	K	L